

## 日本弁理士会協賛セッション

### ◆ バイオテクノロジー技術を利用した植物品種のあり方について ◆

#### 【概要】

本セッションでは、令和2年度のバイオ・ライフサイエンス委員会第5部会で検討された「動植物品種を含む遺伝資源の保護の在り方についての調査及び研究」の調査結果のうち、植物品種の保護に関する現状について紹介した上で、有識者と当委員会の委員とで育成者権者に寄り添った植物品種の保護制度のあり方について議論する。

植物新品種の保護は、植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）において特許と品種登録保護の二重保護が謳われているが、二重保護を認めるか否かは、各国の選択に任されている。このため、中国、欧州を含む多くの国では植物品種は特許の対象とはされておらず、品種登録制度のみにより保護されている。

近年、ブドウ（シャインマスカット等）、イチゴ（章姫等）、サクランボ（紅秀峰）等の我が国で育種された植物新品種の種苗が海外に流出し、流出した種苗により海外で産地形成され、日本の育成者権者および生産者に不利益が生じていることが問題となっている。これらの問題を受けて、令和2年度の種苗法改正により、登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者権者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例が設けられた。これにより、海外へ持ち出されることを知りながら種苗等を譲渡した者も刑事罰や損害賠償等の対象となり得ることとなった。これは、持ち出しを防止、未然に防ぐ意図であるが、現実に持ち出された場合、持ち出した外国での育成差し止め、損害賠償の請求には、その国での品種登録が必要であり、その国の法律に依らなければならない。

他方、流出した種苗に由来すると推定される被疑侵害品が、登録品種であるか否かについてはその都度検討する必要あるが、水際である税関では10日以内の回答が必要であり、迅速検査手法の開発が求められている。農林水産省は、平成27年から植物新品種の海外出願および保護に対して多額の予算を付けており、その一部が、バイオテクノロジー技術を用いた分子マーカーの検出による迅速検査のキットの開発にも当てられている。各植物品種の識別に必要な分子マーカーは異なり、植物新品種の増加とともにキットの対象品種数を増やす必要がある。今後、キットの拡充のために、数多くの品種の全ゲノム解析、分子マーカーの研究開発が進むことで、植物品種の遺伝子変異と表現型との相関の証明等も進んでくるものと推定され、これらのライフサイエンスデータが整えば、分子マーカー等の分子生物学的側面からの品種同定が可能となる。また、品種登録出願時に記載する特性表の項目として分子マーカー等を利用できる可能性がある。

本セッションでは、これらの検討結果を紹介した上で、本検討結果を踏まえた植物新品種の保護のあり方について議論する。なお、本セッションにおける議論の内容は、本講演者の意見であり、日本弁理士会としての公式見解ではない点に留意いただきたい。

以上

## 日本弁理士会協賛セッション

### ◆ バイオテクノロジー技術を利用した植物品種のあり方について ◆

#### 【講演者】

(1) モデレーター：辻 淳子（弁護士・弁理士）

日本弁理士会 バイオ・ライフサイエンス委員会 委員

京都大学理学部卒業

弁護士登録（2000年）

弁理士登録（2012年）

住友化学株式会社（1987～1991年）

辻法律特許事務所（2015年～）

(2) パネリスト：六角 啓一（法務部長）

鳥取大学農学部卒業

タキイ種苗株式会社（1990年～）

(3) パネリスト：萩森 学（弁理士）

京都大学大学院農学研究科農芸化学専攻修士課程修了

京都大学農学博士（1984年）

弁理士登録（2014年）

日本たばこ産業株式会社（1975～2003年）

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（2003～2011年）

萩森特許・商標事務所（2014年～）

(4) パネリスト：越智 豊（医師・弁理士）

日本弁理士会 バイオ・ライフサイエンス委員会 委員

大阪医科大学医学部卒

弁理士登録（2002年）

越智国際特許事務所（2002年～）

医療法人社団緑水会北摂中央病院（1988年～）

以上